

個人住民税の住宅ローン控除に係る適用区分表

居住開始年月	控除額(A、Bのいずれか小さい額)	控除期間	住宅取得の際の消費税率
平成26年3月まで	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)	10年	5%
平成26年4月から令和3年12月まで	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)	10年	8%
令和元年10月から令和2年12月まで	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)	13年	10%
令和3年1月から令和3年12月まで (※1)	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)	13年	10%
令和3年1月から令和4年12月まで (※2)	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)	13年	10%
令和4年1月から令和7年12月まで (※3)	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)	13年	10%
令和4年1月から令和5年12月まで (※4)	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)	13年	10%
令和6年1月から令和7年12月まで (※5)	A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額 B 所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)	10年	10%

(※1) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、控除の対象となる住宅を取得後、令和2年12月末までに入居できなかった場合において、住宅の取得等に係る契約が注文住宅の場合は令和2年9月末、分譲住宅・中古住宅の場合は令和2年11月末までに締結されていること。

(※2) 住宅の取得等に係る契約が注文住宅の場合は令和2年10月から令和3年9月末、分譲住宅・中古住宅の場合は令和2年12月から令和3年11月末までに締結されていること。

(※3) 新築または買取再販のうちの認定住宅等(長期優良住宅・低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)の場合。

(※4) 新築または買取再販等のその他の住宅の場合。※認定住宅等ではないもの。

(※5) 新築または買取再販等のその他の住宅で、令和5年までに新築の建築確認を受けたもの及び既存住宅。

◎上記のうち、令和4～7年末までの入居にかかるものは、既存住宅の築年数要件が「昭和57年以降に建築された住宅」(新耐震基準適合住宅)に緩和。また、床面積50㎡以上で合計所得金額2,000万円以下(令和5年末までに建築確認を受けた新築住宅の場合は合計所得金額1,000万円以下に限り床面積40㎡以上)が主な要件。